

湯川村公告 第 2 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成 30 年 6 月 5 日

湯川村長 三澤 豊隆

1	工事番号	第3001号
2	工事名	平成30年度湯川村若者定住住宅造成工事
3	工事場所	湯川村 大字 田川字下樽川 地内
4	指定工種	土木一式工事
5	工事の概要	宅地造成工事 A=6536.31㎡ ・敷地造成工 一式 ・排水構造物工 一式 ・舗装工 一式 ・下水道工 一式 ・仮設工 一式 ・法面工 一式 ・防護柵工 一式 ・構造物撤去工 一式 ・上水道工 一式
6	予定工期	契約締結の翌日から 平成31年3月29日 まで
7	予定価格	事後公表
8	入札方式	価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易型)の適用工事である。
9	低入札価格の調査基準	地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定しているため、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行後に、村の行う事情聴取に協力すること。
	① 低入札調査基準価格	事後公表
	② 失格基準価格	直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目毎に失格基準価格の設定があります。1項目でも失格基準価格以下の場合失格となります。
10	入札参加資格条件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から③に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 ※共同企業体により参加することも可能とする
	①	平成29・30年度湯川村工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本村に土木一式工事且つ水道施設工事(水道本管工事)の工種登録があるもの。
	③	所在地区分 県内業者、準県内業者であること。
	④	建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	建設業許可区分 一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
	⑥	技術者の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。(社)日本水道協会に配水管技能者(耐震継手)の登録がある者又は日本ダクタイル鉄管協会主催の耐震継手に関する講習会等を受講した者を有していること。
	⑦	資格総合点数 土木一式工事の資格総合点数が750点以上であること。 ※資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当業種の総合点数を加点した点数をいう。
	⑧	湯川村工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑨	村発注の工事の契約締結日に村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
	⑩	工種別手持工事件数 村発注の土木一式工事の手持工事件数が3件以内であること。(予定価格130万円以下の工事を除く。)
	⑪	総手持工事件数 村発注の工事の総手持工事件数が5件以内であること。(予定価格130万円以下の工事を除く。)
	⑫	工事施工実績 元請として過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した同種工事(土木一式工事・下水道工事・水道施設工事)全ての施工実績があること。
⑬	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。	
11	入札参加の申込み	
	① 提出書類	・制限付一般競争入札(総合評価方式)申込書(様式第2号) ・企業の技術力(実績・経験等)調書(様式第3号) ・配置予定技術者の技術力(実績・経験等)調書(様式第4号) ・企業の地域社会に対する貢献度調書(様式第5号) ・一般建設業又は特定建設業の許可書の写し ・同種工事の契約書の写し ・市町村税納税証明書(法人市町村税、固定資産、軽自動車税等)

	②	提出方法	必ず発注担当課に持参提出すること。
	③	提出期限	平成30年6月5日(火) から 平成30年6月18日(月)まで (土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分)
	④	提出先	湯川村役場 産業建設課 建設係 電話番号 0241-27-8850 FAX番号 0241-27-3761
12	設計図書等の閲覧		
	①	閲覧場所	湯川村役場 産業建設課 建設係
	②	閲覧期間	平成30年6月5日(火) から 平成30年6月18日(月)まで (土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分)
13	設計図書等に対する質問		
	①	質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	②	質問書送付先	湯川村役場 産業建設課 建設係 電 話 番 号 0241-27-8850 F A X 番 号 0241-27-3761 メールアドレス <a href="mailto:kensetsu@vill.yugawa.fukushima.jp">kensetsu@vill.yugawa.fukushima.jp</a>
	③	質問期限	平成 30 年 6 月 14 日 (木) 午後5時15分までとする。
	④	質問に対する回答方法	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。
14	入札参加資格の決定		平成 30 年 6 月 20 日 (水) 午後5時15分までとする。 入札参加資格のない者へ電話連絡する。
15	総合評価に関する事項		落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札の評価値算出価格の設定方法は、基準価格設定型による。
16	入札方法		
	①	入札方法	直接入札
	②	提出書類	入札書
	③	その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。
17	入札日時等		
	①	入札日時	平成 30 年 6 月 25 日 (月) 午前10時00分
	②	入札場所	湯川村役場 1階「会議室」
18	入札回数		3回までとする。
19	入札の無効		① 村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ その他、入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札
20	入札保証金		湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)第115条第1項に該当する者は免除。
21	契約事項		契約については、湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)及び湯川村工事請負契約約款に基づき契約締結する。
22	契約保証金		契約を締結しようとする者は、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。 ① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③ 湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)第98条第1項第4号の規定に該当する場合
23	その他		① 当該入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ② 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第5項に規定する契約書とみなすものとする。 ③ 上水道工事の上水道設計審査・工事検査手数料は工事費に含む。 ④ 当該入札においては、湯川村入札説明書を熟知のうえ、入札に参加すること。